

山梨県公報

号外第二十四号の二

平成二十一年

三月三十一日

火 曜 日

目 次

告 示

山梨県土地利用基本計画の変更……………

公印の作成……………

障害者就業生活支援センターの指定……………

訓 令

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………

告 示

山梨県告示第百二十五号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(一)次のとおり「は、省略し、その関係図書を山梨県知事政策局に備え置いて縦覧に供する。」

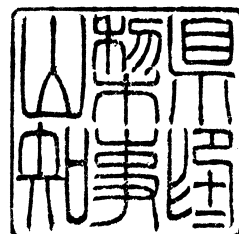
山梨県告示第百二十六号

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山梨県知事印、山梨県知事職務代理者印及び山梨県印を当該各号のとおり作成し、平成二十一年四月一日からその使用を開始する。

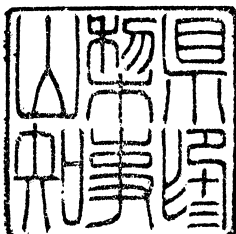
平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 山梨県知事印(十二)(総合県税事務所用) 印影



二 山梨県知事印(十三)(中央児童相談所用) 印影



三 山梨県知事職務代理者印(十)(峡南建設事務所身延管理課用) 印影



四 山梨県知事職務代理者印(十一)(総合県税事務所用) 印影



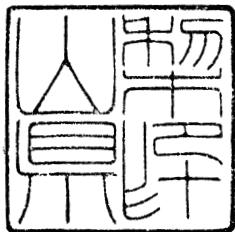
五 山梨県知事職務代理者印(十二)(中央児童相談所用)

印影



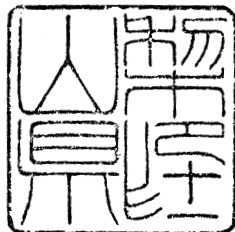
六 山梨県印(十)(峡南建設事務所身延管理課用)

印影



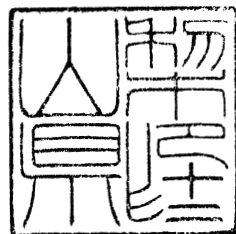
七 山梨県印(十一)(総合県税事務所用)

印影



八 山梨県印(十二)(中央児童相談所用)

印影



山梨県告示第百二十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ぶどうの里	甲州市勝沼町小佐手の里 六百三十三番地一	甲州市塩山上於首 九百三十三番地六	平成二十一年二月二十五日

訓令

山梨県訓令甲第十二号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「副知事 知事補佐官」を「副知事」に改める。

本 出 先 機 関
山梨県知事 横内正明

別表第二中「知事政策局次長」を「知事政策局次長 知事補佐官」に、「県民室次長」を「県民生活・男女参画課長 産業立地室次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

本 庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令

さわやか・やまなし環境創造本部規程（平成二十年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「警察本部長 知事補佐官」を「警察本部長」に改める。

別表第二中「知事政策局次長」を「知事政策局次長 知事補佐官」に、「県民室次長」を「県民生活・男女参画課長」に、「企業局総務課長」を「企業局次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番